

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

記 載 例

大阪労働局 需給調整事業部

1

許可番号	派27-*****
事業所枝番号	1
許可年月日	27年12月1日

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

29年 6月 30日

厚生労働大臣 殿

2

提出者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 △△△△ 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇		
1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇		
2 住所	〒(△△△-△△△△) 大阪府〇〇市〇〇区〇〇 ××-×× (×××) ××× - ××××		
(ふりがな)	△△ △△	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	△△ △△	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇 〇〇ほんてん		
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇本店		
5 事業所の住所	〒(△△△-△△△△) ※ビル名階数等まで記載 大阪府〇〇市〇〇区〇〇〇 ×-×× 〇〇ビル×階 (×××) ××× - ××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	3
7 産業分類	名称	労働者派遣業	分類番号 9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	××年××月××日 4 ~××年××月××日	※直前に終了した事業年度(決算期)を記載	
9 民営職業紹介事業との兼業	<input type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	許可・届出番号 27-ユー-××××××
10 親会社の名称	株式会社〇〇〇	5	備考
①労働者派遣事業の許可番号	派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	××-ユー-××××××
11 請負事業の実施	<input type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	うち構内請負の実施 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 2 無
12 労働者派遣事業の売上高	7	13 請負事業の売上高	7
14 備考	8		

※「旧特定労働者派遣事業」に係る事業所においては、14欄に「届出受理番号」と「届出年月日」を記載

※労働局記入欄

記入欄 対照番号	記 載 要 領										
1	<p>1 「許可番号」及び「許可年月日」欄について 労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所においては、「許可番号」（派27-〇〇〇〇〇〇）及び「許可年月日」を記載すること。（平成27年9月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所も同じ。） 「旧特定労働者派遣事業」に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14備考欄に「届出受理番号」（特27-〇〇〇〇〇〇）及び「届出年月日」を記載すること。</p>										
2	<p>2 「提出者」欄について 氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</p>										
3	<p>3 6欄「大企業・中小企業の別」、及び7欄「産業分類」について 平成27年9月30日以降に労働者派遣事業の許可もしくは更新を受けた事業主は、申請時における企業規模及び総務省 日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類4ケタ）を記載すること。 ※日本標準産業分類の細分類の4ケタの番号は総務省のホームページ等でご確認ください。</p> <p>平成27年9月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間末日における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類4ケタ）を記載すること。</p> <p>ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。</p> <p>派遣元事業主が、中小企業に該当するかについては、次の定義によって判断する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産業分類</th> <th style="text-align: center;">中小企業の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製造業その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table>	産業分類	中小企業の定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
産業分類	中小企業の定義										
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人										
4	<p>4 8欄「年度報告の開始の日及び当該事業年度の終了の日」について 年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。</p> <p>なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。</p>										
5	<p>5 10欄「親会社の名称」について 「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14「備考」欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。</p> <p><派遣法施行規則第18条の3第2項> ①派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者（株式会社である場合に限る。） ②派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者（持分会社である場合に限る。） ③派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者</p>										
6	<p>6 11欄「請負事業の実施」について 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。</p>										
7	<p>7 12欄「労働者派遣事業の売上高」及び13欄「請負事業の売上高」について 決算後の金額を記載すること。</p>										
8	<p>8 14欄「備考」について 「旧特定労働者派遣事業」に係る事業所においては、届出受理番号及び届出年月日を記載すること。 また、親会社が「旧特定労働者派遣事業」に係る事業所である場合には、親会社の届出受理番号を記載すること。</p>										

9

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

10

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

12

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ	3	9	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ	3	9	作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
ロ	5		腰痛防止教育	1	1	30	1
ハ	6		整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
ニ	7		危険予測訓練	1	2	30	2
ホ	8		災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

14

15

13

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

イ	ロ	ハ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ			コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ	ロ	ハ	ニ
紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	紹介予定派遣を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

16

17

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数		
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数) (報告対象期間末日現在)

9	<p>報告対象期間(第1面の8欄)末日における派遣労働者の実人数を記載すること。</p> <p>①「全労働者」: 報告対象期間末日における当該事業所全体の労働者の実人数を記載すること。 ※派遣労働者以外の労働者も含めること。</p> <p>②「派遣労働者総計」: ③「無期雇用派遣労働者」④「有期雇用派遣労働者」の総数を記載すること。 (②=③+④)</p> <p>③「無期雇用派遣労働者」: 期間を定めずに雇用される派遣労働者をいう(以下同じ)。 (労働者派遣法第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者)</p> <p>④「有期雇用派遣労働者」: 期間を定めて雇用される派遣労働者をいう(以下同じ)。 (労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者)</p> <p>⑤「日雇派遣労働者」: 日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう(以下同じ)。 (労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者) ※なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること。 ※報告対象期間末日における有期雇用派遣労働者のうち日雇派遣労働者として雇用されている者の実人数を記載する。</p> <p>⑥「登録者」: 労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度(登録制度)に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者をいう。 ※既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。</p> <p>「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」: 報告対象期間末日において通算雇用期間(実際に雇用された期間をいう。以下同じ。)が1年以上である派遣労働者をいう。</p> <p>「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」: 報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいう。</p> <p>「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」: 雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいう。</p>
---	---

(2) 海外派遣労働者数(実人数)

10	1 報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
----	-----------------------------------

(3) 派遣先に関する事項

11	1 ①「派遣先事業所数(実数)」について 報告対象期間内における派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
12	2 ②「労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)」について 報告対象期間内に締結した労働者派遣契約(個別契約)に係る派遣期間について、総件数(延べ件数)及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。「①派遣先事業所数(実数)」の実績が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
13	3 ③「主な派遣先事業主(取引額上位5社)」について 報告対象期間(第1面の8欄)内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名、所在地を記載すること。 「①派遣先事業所数(実数)」の実績が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、記載の必要がないこと。

9

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

10

11

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

12

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ	3	9	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号 教育の内容	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
			作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
			腰痛防止教育	1	1	30	1
			整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
			危険予測訓練	1	2	30	2
			災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

14

15

13

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

イ	ロ	ハ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	1人当たりの平均実施時間
			コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

16

17

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数		教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数		
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(4)教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

<p>(4) 共通</p>	<p>1 選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。</p> <p>①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」欄には5コースまでを、②「その他の教育訓練(①及び(9)に係るものを除く)」欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載し添付すること。</p>
<p>14</p>	<p>2 ①「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について 報告対象期間内における労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育実績を記載すること。</p> <p>「教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号」欄： 主な訓練内容に応じてその内容に合致する該当号数を最大2つまで記載すること。 ※実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた「1～8」までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は「9」を、同条第3項の規定に該当する場合は「10」を記載する。))</p> <p><労働安全衛生法第59条第1項> 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p> <p><労働安全衛生規則第35条第1項> 1：機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。 2：安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。 3：作業手順に関すること。 4：作業開始時の点検に関すること。 5：当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。 6：整理、整頓及び清潔の保持に関すること。 7：事故時等における応急措置及び退避に関すること。 8：前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。</p> <p><労働安全衛生法第59条第2項> 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。</p> <p><労働安全衛生法第59条第3項> 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めることにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p> <p>「教育の内容」：「4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット 事例の報告」等具体的に記載すること。 「1人当たりの平均実施時間」：報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。 分単位で実施している場合は時間単位で記載すること。 (小数点以下第2位四捨五入)</p>
<p>15</p>	<p>3 ②「その他の教育訓練(①及び(9)に係るものを除く)」について 報告対象期間内における一般教養としての訓練等(安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練)の実績を記載すること。</p> <p>「訓練の方法の別」：「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。</p> <p>「訓練費負担の別」：「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。</p> <p>「賃金支給の別」：「1 有給(無給部分なし)」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。</p> <p>「1人当たりの平均実施時間」：報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。 分単位で実施している場合は時間単位で記載すること。 (小数点以下第2位四捨五入)</p>

(5)紹介予定派遣に関する事項

<p>16</p>	<p>1 イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みがあった派遣労働者の実人数を記載すること。</p> <p>ロには、イのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数を記載すること。</p> <p>ハには、ロのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載すること。</p> <p>ニには、ハのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数を記載すること。</p>
-----------	--

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

10

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

12

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ	3	9	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ	3	9	作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
ロ	5		腰痛防止教育	1	1	30	1
ハ	6		整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
ニ	7		危険予測訓練	1	2	30	2
ホ	8		災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

14

15

13

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

イ	ロ	ハ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ			コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

16

17

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
							教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3
3年見込み	3	2	2	1	1					0
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2		1		1
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(6)雇用安定措置(法第30条)の措置の実績

17	<p>1 報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。 「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。 ※「1年未満見込み（※1）」欄には派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限り対象人数として記載すること。</p> <p>雇用安定措置（雇用を継続するための措置）について 派遣元事業主は、継続就業見込みが一定期間以上であり、継続就業を希望する有期雇用派遣労働者に対し、以下のいずれかの措置を講じることが必要です。</p> <p>【措置について】 ①第1号の措置：派遣先への直接雇用の依頼 ②第2号の措置：新たな派遣先の提供（合理的なものに限る） ③第3号の措置：派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用 ④第4号の措置：その他雇用の安定を図るために必要な措置</p> <p>【対象者<下記A・B・C>について】 ※無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です A：同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者 （本人が継続して就業することを希望している場合に限る） B：同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者 （本人が継続して就業することを希望している場合に限る） C：（A及びB以外の者で）派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者 （現在、いわゆる「登録状態」にある者も含む）</p> <p>【責務の内容について】 上記Aの対象者：①～④のいずれかの措置を講じる義務があります。 また、①の措置を講じた結果、派遣先での直接雇用に結びつかなかった場合には、派遣元事業主は、②～④のいずれかの措置を追加で講じる義務があります。 上記Bの対象者：①～④のいずれかを講じる努力義務があります。 上記Cの対象者：①～④のいずれかを講じる努力義務があります。</p>
<p>2 期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。 「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。</p>	
<p>3 「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。</p>	
<p>4 「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。</p>	
<p>5 「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。 「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。</p>	

（7）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均	17,000	18,667	12,000	11,000	12,000	8,000
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	0	20,000	20,000	0
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	8,000	0	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	8,000	8,000	0
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金（1日（8時間当たり）の額）

	日雇派遣労働者の派遣料金（1日（8時間当たり）の額）
全業務平均	31,500
4-1 (情報処理システム開発)	30,000
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

18

19

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項)

18	<p>1 ①業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)について</p> <p>報告対象期間(第1面の8欄)内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。 (日雇派遣労働者については②に記載)</p> <p>なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。</p> <p>2 「派遣料金(1日(8時間当たり)の額)」について 1人1日(8時間当たり)の派遣料金額(消費税を含む。)を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{派遣先から得た派遣料金の総額} \div \text{派遣労働者が従事した総労働時間数} \times 8$ $= \text{1人1日8時間当たりの派遣料金額 (小数点以下は四捨五入)}$ </div> <p>「派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)」について 1人1日(8時間当たり)の賃金(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)額を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{派遣労働者に支払った賃金の総額} \div \text{派遣労働者が従事した総労働時間数} \times 8$ $= \text{1人1日8時間当たりの賃金 (小数点以下は四捨五入)}$ </div> <p>「全業務平均」について ①欄における各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。 (例: $(30,000+12,000+14,000+12,000) \div 4 = 17,000$)</p>
19	<p>4 P.9②「日雇派遣労働者の業務別派遣料金(1日8時間当たり)の額」について</p> <p>報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。</p> <p>「全業務平均」について 労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。 労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務以外のみ実績がある場合は全業務平均欄にのみ記載すること。</p>

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)
(日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食物調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者						
50						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 製品製造・加工処理従事者	12,000	12,000	0	8,000	8,000	0
53						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56						
57 製品検査従事者						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金 (1日 (8時間当たり) の額)

	日雇派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)
全業務平均	21,000
4-1 (情報処理システム開発)	20,000
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

18 19 20

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	○
書類の備えつけ	
その他 ()	

(参考: 日本標準産業分類 (総務省) http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)に関する事項

<p>18</p>	<p>1 ①業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)について</p> <p>報告対象期間(第1面の8欄)内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。 (日雇派遣労働者については③に記載)</p> <p>なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。</p> <p>2 「派遣料金(1日(8時間あたり)の額)」について 1人1日(8時間あたり)の派遣料金額(消費税を含む。)を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{派遣先から得た派遣料金の総額} \div \text{派遣労働者が従事した総労働時間数} \times 8$ $= \text{1人1日8時間あたりの派遣料金額 (小数点以下は四捨五入)}$ </div> <p>「派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)」について 1人1日(8時間あたり)の賃金(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)額を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{派遣労働者に支払った賃金の総額} \div \text{派遣労働者が従事した総労働時間数} \times 8$ $= \text{1人1日8時間あたりの賃金 (小数点以下は四捨五入)}$ </div> <p>「全業務平均」について ①欄における各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。</p>
<p>19</p>	<p>4 P.11③「日雇派遣労働者の業務別賃金(1日8時間あたり)の額」について</p> <p>報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。</p> <p>「全業務平均」について 労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。 労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務以外のみの実績がある場合は全業務平均欄にのみ記載すること。</p>
<p>(8) マージン率等の情報提供の状況</p>	
<p>20</p>	<p>1 該当する各欄に○印をすること(複数選択可)。</p> <p>※マージン率等の情報提供が派遣元事業主に義務付けられています。(法第23条第5項) 情報提供の方法は、インターネットの利用、事業所への書類の備付け、その他の適切な方法により行うこととする(則第18条の2第1項)。 なお、マージン率の情報提供に当たっては、広く関係者、とりわけ派遣労働者にインターネットの利用により必要な情報を提供することを原則とする。(派遣元指針第2 14)。</p> <p>【 情報提供すべき事項 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣労働者の数 ②労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 ③派遣労働者の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額で除して得た割合(マージン率) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ④教育訓練に関する事項 ⑤労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間あたり) ⑥派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間あたり) ⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職	0	0	0	—	0	0
その他	1	1	0	—	1	0

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
	40	10		30	30		5	25

22

21

23

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40	0	0	0	2	1	1	1
(ロ)	10	0	0	0	10	0	0	0	備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2				40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(イ) ワークスタイル多様化研修	2		4		0	20	10	10	2	1	1	1
(ロ)	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4				0	20	10	10	2	1	1	1
(ロ)	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2				5	5	3	2	2	3	1	1
(ロ) 経理研修	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
(イ) ビジネススキル研修	2				5	5	2	3	2	1	1	1
(ロ) 経理研修	5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					110	110	57	53	1～3年目のaの合計 (c)			277
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										1,500		

(9) キャリアアップ措置の実績	
(9) 共通	<p>1 報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。</p> <p>キャリアアップ措置について 派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、①段階的かつ体系的な教育訓練、②希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務があります。</p> <p>【教育訓練計画の内容】 ①派遣元事業主に雇用されている派遣労働者全員を対象とするものであること ②有給、無償で実施されるものであること ③派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること ④入職時の訓練が含まれたものであること ⑤無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること</p> <p>【希望者に対するキャリアコンサルティング】 ①相談窓口には、担当者（キャリアコンサルティングの知見を有する者）が配置されていること。 ②希望する全ての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられること。</p>
21	<p>2 ①「キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数」について</p> <p>「キャリアコンサルタント」：厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいう。</p> <p>「上記以外の担当者」には、「営業職」と「その他」の総数を記載すること。 「営業職」：派遣先との連絡調整を行う営業担当者をいう。 「その他」：職業能力開発推進者や3年以上の人事職務経験を有する者をいう。</p> <p>「うち派遣元責任者との兼任状況」は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。</p> <p>「職務経験有り」：過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいう。 「知見のある者」：過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。</p>
22	<p>3 ②「キャリアコンサルティングの実施状況」について</p> <p>(1) 「全派遣労働者数」：報告対象期間（第1面の8欄）に在籍していた派遣労働者数を記載すること。 (2) 「実施を希望した者の人数」：(1)のうち①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを希望した者の人数を記載すること。 (3) 「実施した者の人数」：(2)のうち①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。</p>

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職	0	0	0	—	0	0
その他	1	1	0	—	1	0

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

22

21

23

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40	0	0	0	2	1	1	1
(ロ)	10	0	0	0	10	0	0	0	備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2				40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2		4		0	20	10	10	2	1	1	1
(ロ)	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4				0	20	10	10	2	1	1	1
(ロ)	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2				5	5	3	2	2	3	1	1
(ロ) 経理研修	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
	2				5	5	2	3	2	1	1	1
	5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)					110	110	57	53	1～3年目のaの合計(c)			277
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計(d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) ※小数点以下切り捨て					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)										1,500		

様式第11号 第5面

<p>共通</p>	<p>「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付け、別葉にして記載すること。 訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。 記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。 厚生労働大臣が定める基準を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。</p>
<p>23</p>	<p>5 ③キャリアアップに資する教育訓練について、 「訓練の内容等」：「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。</p> <p>6 「対象となる派遣労働者」：上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。 下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。 ※「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。 ※登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。</p> <p>7 「（上段）実施時間の総計」：各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。 分単位で実施している場合は時間単位で記載すること（小数点以下第2位四捨五入）。 ※「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。 「（下段）受講者の実人数」：各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。</p> <p>8 「OJT」：業務の遂行の過程内において行う教育訓練をいう。 「OFF-JT」：OJT以外の教育訓練のことをいう。 ※キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。</p> <p>9 「訓練費負担の別」：「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することをいう。 「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することをいう。 「3 有償」とは、上記以外をいう。</p> <p>10 「賃金支給の別」：「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合をいう。 「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合をいう。 「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいう。</p> <p>11 「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」： 「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」÷「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で算出された数字を記載すること。 ※合計する各年ごとの訓練実施時間は、キャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。 【厚生労働大臣が定める基準】 ①「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」 ②「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」 ③「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等 ※フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。</p> <p>12 「1～3年目のaの合計（c）」及び「1～3年目のbの合計（d）」： それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。</p> <p>13 「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）」： 上記の（c）を（d）で除して算出された数字を記載すること。 ※小数点以下切り捨て</p> <p>14 「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」： キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。 ※小数点以下切り捨て</p>

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者	計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計	52	35	9	2	6

24

25

①-2 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数				①-2 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）			
	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者		計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数	20	15	5	—	—	—	—
01 管理的公務員				41 居住施設・ビル等管理人			
02 法人・団体役員				42 その他のサービス職業従事者			
03 法人・団体管理職員				43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
04 その他の管理的職業従事者				46 農業従事者			
05 研究者				47 林業従事者			
06 農林水産技術者				48 漁業従事者			
07・08 製造技術者				49・50 生産設備制御・監視従事者			
09 建築・土木・測量技術者				51 機械組立設備制御・監視従事者			
10 情報処理・通信技術者	20	20	0	52・53 製品製造・加工処理従事者	20	15	5
11 その他の技術者				54 機械組立従事者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師				55 機械整備・修理従事者			
13 保健師、助産師、看護師				56・57 製品検査従事者			
14 医療技術者				58 機械検査従事者			
15 その他の保健医療従事者				59 生産関連・生産類似作業従事者			
16 社会福祉専門職業従事者				60 鉄道運転従事者			
17 法務従事者				61 自動車運転従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者				62 船舶・航空機運転従事者			
19 教員				63 その他の輸送従事者			
20 宗教家				64 定置・建設機械運転従事者			
21 著述家、記者、編集者				65 建設躯体工事従事者	—	—	—
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
23 音楽家、舞台芸術家				67 電気工事従事者			
24 その他の専門的職業従事者				68 土木作業従事者	—	—	—
25 一般事務従事者	10	2	8	69 探掘従事者			
26 会計事務従事者	2	0	2	70 運搬従事者			
27 生産関連事務従事者				71 清掃従事者			
28 営業・販売事務従事者				72 包装従事者			
29 外勤事務従事者				99 分類不能の職業			
30 運輸・郵便事務従事者							
31 事務用機器操作員							
32 商品販売従事者							
33 販売類似職業従事者				法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	2	0
34 営業職業従事者				法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
35 家庭生活支援サービス職業従事者				法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
36 介護サービス職業従事者				法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
37 保健医療サービス職業従事者				法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			
38 生活衛生サービス職業従事者							
39 飲食物調理従事者							
40 接客・給仕職業従事者							

②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	2	0
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

26

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1. 派遣労働者の実人数	
共通	<p>6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とすること。 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。 ※6月1日現在において、派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。</p>
24	<p>1 ①「派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」について</p> <p>無期雇用派遣労働者：労働者派遣法第30条の2第1項に規定する期間を定めずに雇用される派遣労働者をいう。 有期雇用派遣労働者：労働者派遣法第30条第1項に規定する期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。</p> <p>「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」：派遣元と派遣労働者の雇用契約が6月1日現在において、通算雇用期間が1年以上である派遣労働者数をいう。 「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」：通算雇用期間が1年未満の派遣労働者数をいう。</p>
25	<p>2 「①-2 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」について</p> <p>①「派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」に記載した派遣労働者の実人数を、業務の種類別ごとに記載すること。</p> <p>最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実人数を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日においてもっとも多く従事した業務に従事したものとすること。</p> <p>なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。</p> <p>※「うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数」欄には、労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。</p> <p>「特定製造業務」とは、物の製造業務で、育児休業等取得者の代替（産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しくは育児休業に後続する休業の場合における代替業務）及び、介護休業取得者の代替（介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における代替業務）以外のものをいう。</p>
26	<p>3 ②「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）」について</p> <p>6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数を記載すること（①欄に記載した派遣労働者計の内数となる）。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもっとも該当する事項に記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「高齢者」：労働者派遣に係る派遣労働者が60歳以上の者である場合。</p> <p>「有期プロジェクト業務」：事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの。（終期が明確でなければならない。）</p> <p>「日数限定業務」：その業務が、通常の労働者の1か月間の所定労働日数の半分以下、かつ、月10日以下しか行われない業務。</p> <p>「育児休業等取得者の代替」：産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しくは育児休業に後続する休業の場合における代替業務。</p> <p>「介護休業取得者の代替」：介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における代替業務。</p> </div>

③ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者計	i ~ ivに該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者
4	2	2			

27

④ 日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

	日雇派遣労働者計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
4-1（情報処理システム開発）	2
4-2（機械設計）	
4-3（事務用機器操作）	
4-4（通訳、翻訳、速記）	
4-5（秘書）	
4-6（ファイリング）	
4-7（調査）	
4-8（財務）	
4-9（貿易）	
4-10（デモンストレーション）	
4-11（添乗）	
4-12（受付・案内）	
4-13（研究開発）	
4-14（事業の実施体制の企画、立案）	
4-15（書籍等の制作・編集）	
4-16（広告デザイン）	
4-17（OAインストラクション）	
4-18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

28

⑤ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

29

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

20

30

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	30	7	—	5
健康保険	28	5	—	1
厚生年金保険	28	5	—	1

31

<p>27</p>	<p>4 ③「日雇派遣労働者の実人数」について</p> <p>「高齢者」・・・60歳以上の者（労働者派遣法施行令第4条第2項第1号） 「昼間学生」・・・学校教育法第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒（労働者派遣法施行令第4条第2項第2号） 「副業として従事する者」・・・主たる業務の収入額が500万円以上である者（労働者派遣法施行令第4条第2項第3号、労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号） 「主たる生計者でない者」・・・生計を一にする配偶者その他の親族の収入により生計を維持しており、世帯収入が500万円以上である者（労働者派遣法施行令第4条第2項第3号、労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号）</p>
<p>28</p>	<p>5 ④「日雇派遣労働者の業務別実人数(③の内数)」について</p> <p>③欄「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者及び労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数を記載すること。 (③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数となる)</p> <p>なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもっとも多く従事した業務に従事したものをすること。</p>
<p>29</p>	<p>6 ⑤「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数(③の内数)」</p> <p>6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1欄の③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもっとも該当する事項に記載すること。</p>
<p>2.過去一年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む)の数</p>	
<p>30</p>	<p>1 6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であった者の実数を記載すること。 (同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。)</p>
<p>3.雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況</p>	
<p>31</p>	<p>1 報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実人数を記載すること。 ※6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。</p>